

VII. 取下げ・計画変更等の手続きについて

1. 申請取下げ

- (1) 公募申請者は採択通知書の受領前に、交付申請者は交付決定通知書の受領前に、それぞれ申請を取下げることができます。その場合は速やかに補助金申請取下書（様式20）をセンターへ提出してください。
- (2) 交付申請者は、交付決定通知書の受領後、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服がある場合は、申請を取下げることができます。その場合は交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める補助金申請取下書（様式20）をセンターに提出する必要があります。
- (3) 上記（2）の交付申請の取下げにより申請内容の全部または一部を継続する必要がなくなった場合、センターはその内容を補助金交付決定取消通知書（様式28）により通知します。
- (4) 交付決定通知書の受領後に計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合は計画変更申告書（様式14）を提出し、センターの指示を受ける必要があります。

申請取下げの手続き後、改めて申請する場合の受付日は、その申請書の到着日となります。

2. 遅延等報告

充電設備の設置が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または困難となった場合は、速やかに工事完了日遅延等報告書（様式18）をセンターに提出する必要があります。

交付申請書に記入した設置工事完了予定日までに、速やかに報告してください。ただし、この場合でも実績報告書の最終提出期限は平成29年1月31日（火）となります。

3. 実施状況等報告

交付決定通知書の受領後に、充電設備設置の実施状況についてセンターが報告を求めた場合は、実施状況等報告書（様式32）を、センターが要求する期日までに報告する必要があります。

4. 実績報告書遅延報告

実績報告書の提出期限は充電設備の設置完了日または補助対象経費の支払完了日

のいずれか遅い方から30日以内にセンターに届いているものが有効です。(消印有効ではありません。)

やむを得ない理由により実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ実績報告書期限遅延事由書(様式19)を提出しセンターの承認を受ける必要があります。ただし、提出の最終期限は平成29年1月31日(火)を超えることはできません。

5. 計画変更

(1) 交付申請者は、交付決定通知書の受領後に、当該通知にかかる申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめセンターが定める計画変更申告書(様式14)を提出する必要があります。

ただし、交付申請者の名称、住所変更等、工事内容に関わらない変更は変更届出書(様式15)をもってセンターへ届けてください。

変更が生じた場合は速やかに計画変更申告書(様式14)および変更届出書(様式15)を実績報告書提出前までに提出する必要があります。なお、実績報告書提出前までに提出されない場合は、交付決定を取消す場合がありますので、留意してください。

計画変更の内容と必要な書類

	変更内容の例	提出書類
「計画変更申告書」を提出しセンターの指示が必要な場合(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容の変更 ・ 交付決定通知書の受領後の、計画の中止、または廃止による申請の取下げ 	「計画変更申告書(様式14)」
「計画変更申告書」の提出が不要	<ul style="list-style-type: none"> 工事の内容に関わらない変更 ・ 申請者の法人名称変更、代表者変更、申請者住所変更 ・ 充電設備設置場所名称の変更 ・ 地番から住所への変更等 	「変更届出書(様式15)」
	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定の内容(充電設備の基数・内容、工事内容)に関わらない変更 ・ 減額などによる工事費の変更 	実績報告書に提出された証憑を審査し、補助金交付額を決定

注1：センターの指示を受けて提出が必要になる書類は次のとおりです。

「計画変更承認申請書（様式16）」

- ・ 充電設備を同一敷地内で10m以上移動する場合
- ・ 交付決定通知の受領後に、計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合

（工事施工会社の変更、充電設備のメーカー、型式、基数を変更する場合も計画変更では変更はできませんので、取下げを行う必要があります。取下げの手続きが完了し、公募申請受付期間内であれば再度公募申請を行うことができます。）

（2）計画変更不可事項

以下の内容は計画変更により変更することはできません。

①申請者の変更

ただし、下記に示す場合は変更できる場合がありますので速やかにセンターへ連絡してください。

- ・ 申請者の死亡による相続
- ・ 婚姻等による姓名変更
- ・ 成年後見人選任
- ・ 法人の合併による社名変更等

②リース契約の有無の変更

③充電設備の設置場所住所の変更

④工事施工会社の変更

⑤手続代行者の変更